

議案第3号

基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

基山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「この章及び次章において」を削る。

第5条ただし書中「次章」を「第8条から第10条まで」に改める。

第13条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1%とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第14条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条及び第14条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた

世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提案理由

災害者支援の充実を図る観点から、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付けに係る運用を改善するため、基山町災害弔慰金の支給等に関する条例を改正する必要がある。

平成31年3月14日原案可決